

令和6年第1回（2月）定例会

つがる市議会会議録

令和6年2月29日 開会

令和6年3月15日 閉会

つがる市議会

令和6年第1回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 （2月29日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
黙祷	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号～議案第29号、諮問第1号、諮問第2号の上程、提案理由の説明	6
・議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和5年度つがる市一般会計補正予算（第9号））	
・議案第2号 令和5年度つがる市一般会計補正予算（第10号）案	
・議案第3号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案	
・議案第4号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案	
・議案第5号 令和5年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案	
・議案第6号 令和5年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案	
・議案第7号 令和6年度つがる市一般会計予算案	
・議案第8号 令和6年度つがる市国民健康保険特別会計予算案	
・議案第9号 令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案	
・議案第10号 令和6年度つがる市介護保険特別会計予算案	
・議案第11号 令和6年度つがる市下水道事業会計予算案	
・議案第12号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正す る条例案	
・議案第13号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市 下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	

- ・議案第14号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- ・議案第15号 つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- ・議案第16号 つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案
- ・議案第17号 つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第18号 つがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例案
- ・議案第19号 つがる市犯罪被害者等支援条例案
- ・議案第20号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案
- ・議案第21号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案
- ・議案第22号 つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する
条例案
- ・議案第23号 つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条
例の一部を改正する条例案
- ・議案第24号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- ・議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案
- ・議案第26号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・議案第27号 つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案
- ・議案第28号 つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市営住宅条例の一
部を改正する条例案
- ・議案第29号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
- ・諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

議案第25号の説明、質疑、討論、採決…………… 1 1

- ・議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案

散会の宣告…………… 1 2

第 2 号 （3月4日）

議事日程…………… 1 3

本日の会議に付した事件…………… 1 3

出席議員…………… 1 4

欠席議員…………… 1 4

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名…………… 1 5

職務のため議場に出席した者の職氏名	1 5
開議宣告	1 6
一般質問	1 6
8 番 長谷川榮子議員	1 6
2 番 三橋あさみ議員	2 5
散会の宣告	3 2

第 3 号 (3月5日)

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 4
出席議員	3 5
欠席議員	3 5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 6
開議宣告	3 7
一般質問	3 7
1 番 平田浩介議員	3 7
5 番 齊藤 渡議員	4 5
総括質疑	5 0
予算特別委員会の設置	5 0
議案等委員会付託	5 0
散会の宣告	5 0

第 4 号 (3月15日)

議事日程	5 1
本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 2
欠席議員	5 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 3
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 3
開議宣告	5 4
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 4
総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 5

経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 6
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	5 7
諮問第 1 号、諮問第 2 号の説明、採決	5 8
・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	
・諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
・発議第 1 号 つがる市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案	
日程の追加	6 0
議案第30号の上程、説明、採決	6 1
市長の挨拶	6 1
閉会の宣告	6 2
署 名	6 3

第 1 号

令和6年2月29日（木曜日）

令和6年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和 6年 2月29日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和5年度つがる市一般会計補正予算（第9号））

議案第2号 令和5年度つがる市一般会計補正予算（第10号）案

議案第3号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第4号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

議案第5号 令和5年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第6号 令和5年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第7号 令和6年度つがる市一般会計予算案

議案第8号 令和6年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第9号 令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第10号 令和6年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第11号 令和6年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第12号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第13号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第14号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案第15号 つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

議案第16号 つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案

議案第17号 つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市犯罪被害者等支援条例案

議案第20号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案

議案第21号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案

- 議案第22号 つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案
- 議案第28号 つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長職務代理者	杉 森 広 宣
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	木津谷 昭 弘
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	江 良 康 博
選挙管理委員会事務局長	秋 田 俊
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	粕 谷 竜 一
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議 事 総 務 課 長	三 上 雅 弘
議 事 係 長	福 士 寿 幸
主 幹	原 田 智 尋

◎開会、開議宣告

○議長（木村良博君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、令和6年第1回つがる市議会定例会を開会します。

◎黙祷

○議長（木村良博君） 議事に入ります前に申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。また、被災された皆様にな心からお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。ご起立をお願いします。黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（木村良博君） 黙祷を終わります。

それでは、会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、野呂司議員、13番、天坂昭市議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、お手元に配付した予定表のとおり、本日から3月15日までの16日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から3月15日までの16日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、お手元に配付した名簿の

とおりであります。

次に、市長から報告第1号 専決処分した事項の報告の件1件について提出があり、お手元に配付しております。

また、監査委員から例月出納検査の令和5年度10月から12月分の報告書及び令和5年度定期監査結果報告書並びに令和5年度財政援助団体等監査結果報告書の提出があり、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第29号、諮問第1号、諮問第2号の上程、提案理

由の説明

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第1号から第29号まで並びに諮問第1号から第2号の計31件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。本日ここに、令和6年第1回つがる市議会定例会の開会に当たり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

提案理由の説明に先立ちまして、一言ご報告を申し上げます。

初めに、1月24日午前11時40分頃、市中心部の木造千年から柏玉水までの東西約1.6キロにわたって突風が発生いたしました。青森地方気象台は、被害状況や目撃証言などから、突風は風速約50メートルの竜巻が発生したものと推定されると結論づけました。

この竜巻により、市内では住家3棟が一部損壊したほか、木造中学校では体育館などが破損する被害を受けました。私も翌日に気象台の機動調査班に同行し、被害状況を確認いたしました。自然の猛威を痛感させられたところであります。このたびの災害では人的被害がなく安堵しているところではありますが、改めて被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

一方、元日に発生した能登半島地震は、あしたで2か月となります。この地震による死者は240人を超え、7万棟を超える住宅が被害を受けました。そして、今もなお少なくとも1万人を超える人が避難所や、車中泊での避難生活を余儀なくされています。

本市といたしましても、被災地支援の一助になればと職員を派遣し、義援金箱を設置したところであります。被災地で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、本定例会に提出いたしました専決処分1件、予算案10件、条例案18件、諮問2件の合

わせて31件についてご説明申し上げます。

まず、専決処分についてご説明申し上げます。

議案第1号、専決処分した令和5年度つがる市一般会計補正予算（第9号）は、国の物価高騰対策に対応した補正であり、住民税均等割のみ課税世帯に10万円を給付する事業、及び住民税非課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する事業費として、早急に措置する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案につきましてご説明申し上げます。議案第2号 令和5年度つがる市一般会計補正予算（第10号）案は、本年度の事務・事業の精査などにより所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算から1億6,730万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を242億2,905万8,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、ご説明いたします。

まず、各款において、事業の完了による減額の補正を行いました。

3款民生費においては、電気、燃料等の高騰により温泉施設の指定管理料の追加分を計上しました。

6款農林水産業費においても、農業施設の指定管理料の追加計上のほか、柏農産物加工センター建設に係る設計業務委託料の追加分を計上しました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

地方交付税のうち普通交付税については再算定により1億699万1,000円を追加したところであります。これにより普通交付税の総額は、91億4,216万5,000円となっております。

国・県支出金及び市債におきましては、事業の完了等に伴う補正となっております。

議案第3号から議案第6号までの令和5年度各特別会計及び下水道事業会計の補正予算につきましては、ご審議の際に詳細にご説明を申し上げます。

次に、議案第7号 令和6年度つがる市一般会計予算案についてご説明申し上げます。

令和6年度の当初予算の編成に当たっては、市長就任以来一貫して「人口減少・少子高齢化対策」、「魅力ある農業の推進」及び「子育て・健康づくり対策の充実」を重点課題とし、予算を編成したところであります。

また、財政規律を堅持し、安定的な財政運営を基本としながら、限られた財源を効果的に配分するように努めたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は234億6,000万円となり、前年度比13億6,000万円の増額、率にして6.2%の増となっております。

性質別の支出では義務的経費において、人件費は給与改定及び定年延長制度により微増となり、物件費においては、物価高騰により経常経費が増加しております。

投資的経費においては、普通建設事業費において、前年度比 4 億8,154万1,000円の増、率にして 19.3%の増となっております。

それでは、歳出における主なものにつきまして、款を追ってご説明申し上げます。

2 款総務費においては、高齢者の移動手段確保のためのタクシー利用助成事業費のほか、市制施行20周年に向けた各種記念事業費を計上しました。

3 款民生費では、しゃりき温泉の建て替えに向けた設計業務委託料、障害のある方の避難行動要支援者名簿のシステム化事業費のほか、難聴者への補聴器購入助成事業費を計上しました。

4 款衛生費では、予防接種事業及び市民特別健診事業を継続して行うとともに、新たに拡大新生児スクリーニング検査により 4 項目の検査を追加する費用の助成、及びがん患者の医療用補正具について対象を拡充するための費用を計上しました。

6 款農林水産業費では、つがるブランド農産物でありますメロンの選果システムの更新及びメロンの鮮度保持装置の導入費用、柏農産物加工センター等の建設に伴う造成費用を計上しました。

7 款商工費では、買物弱者を支援するため、移動販売車購入費用及び稲垣・車力地区の巡回販売事業費、物価高騰対策事業として市民 1 人当たり 3,000 円の商品券の給付、及びプレミアム付商品券の事業費について計上しました。

8 款土木費では、木造若緑団地の建て替えに民間のノウハウを活用した P F I 事業を導入するための業務委託料を計上しました。

9 款消防費では、消防団員の活動服を新基準に合わせて更新するほか、消防庁舎の設備の改修費用を計上しました。

10 款教育費では、「教職員の働き方改革」の一環として、小中学校の電話に留守番電話機能を追加するほか、令和 7 年度からの 30 人学級に対応するため、向陽小学校においては特別教室から普通教室への改修工事費を計上しました。また、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本設計委託料を計上しました。これにより現地ガイダンス施設の建設に向け、さらに一歩前進することになります。

次に、歳入の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税につきましては、国の定額減税による減収を見込んだことにより、2,914万7,000円減の26億5,461万9,000円を計上しました。

なお、定額減税による減収分は地方特例交付金により全額国から補填されることとなっております。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税それぞれ 1 億円の増を見込み、前年度比 2 億円の増額を計上しました。

寄附金につきましては、ふるさと納税を前年度比 6,000 万円の増額を見込み、総額 1 億7,000 万円を計上しました。

繰入金につきましては、19億4,543万4,000円を計上し、財源調整のための財政調整基金からの繰入れは、8億6,218万2,000円となりました。

市債につきましては、防災無線屋外子局の更新工事等により前年度比6億6,450万円増の24億8,720万円を計上しました。

以上が令和6年度一般会計予算の概要であります。

議案第8号から議案第11号までの令和6年度各特別会計及び下水道事業会計予算案につきましては、ご審議の際に、詳細にご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第12号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案は、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案は、市が実施するPFI事業について、いわゆるPFI法の趣旨に基づき、事業者の審査等を行う附属機関を設置するものであります。

議案第15号 つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、富范地区簡易体育館を富范地区コミュニティセンターの附帯施設として用途変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案及び議案第27号 つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案は、それぞれの基金残高の全てを取り崩して当該事業に充当したことから、廃止するものであります。

議案第17号 つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、感染症防疫作業手当及び徴収手当の支給要件等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 つがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 つがる市犯罪被害者等支援条例案は、犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進し、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、犯罪被害者等の支援を実施するため、制定するものであります。

議案第20号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案は、菊川コミュニティ消防センターの位置を定めるとともに、条文中の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する条例案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律名に変更があるため、改正を行うものであります。

議案第23号 つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案は、物価高騰の影響による施設維持費の上昇に伴い、使用料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案は、老朽化した市有住宅を用途廃止するため、改正を行うものであります。

議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案は、つがる市第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料の基準額の改定に伴い、当該計画期間における介護保険料率を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市営住宅条例の一部を改正する条例案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、内閣府で定める関係基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

最後に諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件は、任期満了となる平田昌子氏、原田正志氏を後任の委員として再び推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

以上、提出議案等の概要についてご説明申し上げましたが、本日提案しております議案等のうち、議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案については、当該条例の施行日が令和6年3月1日となることから、先議をお願いするものでございます。

議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご承認、御議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提出議案等の説明といたします。

以上であります。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております議案中、議案第25号は先議する必要がありますので、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、委員会付託を省略し、直ちに審議します。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案の補足説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（成田毅彦君） それでは、議案第25号 つがる市手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

制定の理由でございます。戸籍法（昭和22年法律第244号）の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨でございます。戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令に、新たに開始される戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加するものでございます。

制度の概要でございます。改正戸籍法により、法務省の戸籍の副本記録情報にアクセスすることで非本籍地の戸籍等も交付できるようになります。また、請求者へ戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書を交付し、それを行政機関へ提出することで戸籍電子証明書を確認できるようになります。

今回の手数料条例に追加する項目は、別表中、2ページ下段の戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円、次に3ページ下段の除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円を追加するものでございます。

改正の条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

ただいまの1件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

3月1日は議案熟考のため休会となります。4日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前10時31分）

第 2 号

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

令和6年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和 6年 3月 4日（月曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	木津谷 昭 弘
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	江 良 康 博
選挙管理委員会事務局長	秋 田 俊
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	粕 谷 竜 一
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	三 上 雅 弘
議 事 係 長	福 士 寿 幸
主 幹	原 田 智 尋

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内であります。

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、8番、長谷川榮子議員の質問を許可します。

長谷川榮子議員。

〔8番 長谷川榮子君登壇〕

○8番（長谷川榮子君） 改めて、皆様、おはようございます。通告の第1席を賜りました五和会の長谷川榮子でございます。

質問に入る前に、議長からお許しをいただきまして、一言発言してまいりたいと思います。今年は、正月早々に能登半島が大きな地震、津波に見舞われまして、241名の方がお亡くなりになりました。まだ安否が分からない方もいらっしゃいます。本当にお気の毒でございまして、亡くなられた皆様方に心から哀悼の意を表したいと思います。また、そのご家族の方々にも心からお悔やみを申し上げたいと思います。2か月以上たった今でも不自由な避難生活を余儀なくされている方々は、あしたの生活の不安でいっぱいの日々を過ごされていらっしゃるかと思うと、本当にお気の毒という言葉しか出てきません。

私は若い頃、よく仕事でこの能登半島を訪れたものです。誠に風光明媚なところで、海あり、山あり、温泉あり、歴史あり、食べ物がとてもおいしいところで、日本一というおもてなしの宿、和倉温泉の思い出などたくさんたくさんありまして、その頃の光景を思い出しますと、今でも涙が止まりません。皆さんに一日も早くお元気になってほしい、そう心から願うばかりでございます。

それでは、気を取り直して質問に入らせていただきます。まず、通告の1点目、老朽家屋について伺いたいします。（1）、危険な老朽家屋の所有者への対応はどのようになされておりますでしょうか、お知らせください。

（2）、危険性を除去する取組はいかなされておりますでしょうか、伺いたいします。

(3)、相続登記の申請義務化の市の取組について伺います。この相続登記というのは、今まで任意であったそうですが、本年4月1日から相続登記は義務化されるそうでございます。その取組について伺い申し上げます。

通告の2点目、限界集落について伺いいたします。私は、平成30年6月議会でこの限界集落というのを教えていただきました。そのときは、つがる市には130の自治区がある。その中で、限界集落は3集落、予備群は96、存続可能な集落は31と教えていただきました。それから5年ほどたったわけですが、多分増えていると思います。現在の限界集落の状況はどのようになっていますか、教えてください。

3番目、公共施設の建設計画について伺いいたします。今後10年間の間で公共施設の建設計画はありますか、お知らせください。

そして最後は、総合体育館について伺いいたします。昨年の6月にオープンしましたこの総合体育館、現在までの利用状況をお知らせください。

また、本年度はプロスポーツのイベントとか、また何か大きいイベントなどがありませんか、お知らせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 長谷川議員の公共施設の建設計画についてということで、今後10年の建設計画はどうなっているかというご質問であります。既に設計等の業務に入っているものも含めてご報告申し上げたいと思います。

まず、柏農産物加工センター建設事業、これについては設計委託が令和5年から始まっておりまして、令和7年度の完成を見込んでいるということでありまして。ただ、この計画については、当初除雪の車庫、あるいはスクールバスの車庫も一緒に整備しようということでありましたが、今は除雪の車庫、あるいはスクールバスの車庫については計画を止めております。というのは、今万博の関係で資材の関係が非常に高騰しておりまして、当初見込んだ工事費よりもかなり高くつくということで、ここは少し休もうということで、ただ加工センターと駐車場については設計どおり整備しようというものであります。

次に、車力温泉、これを新しく建て替えるということでありまして。名称については、車力ウェルネスセンター、通称しゃりきおんせんではありますが、これについては令和6年度で設計を終えたいと思っております。事業の完成を令和8年度、これを見込んでいるということでありまして。

それから、縄文遺跡ガイダンス施設整備事業、これについては令和7年度で設計に入りたいと思っております。完成を見込むのが令和11年という考えでございます。

最後にもう一件、木造若緑団地建て替え事業ということで、これについては令和5年度にもう簡単な委託業務については発注しているのですが、正式な設計に入るのは令和7年度から入りたいと思っています。この団地の建て替え事業については、令和13年度の完成を計画しているということです。この若緑団地の建て替え事業については、普通の建設事業ではなくて、当然普通の建設事業というか建設事業に変わりないのですが、いわゆる発注方式が異なりまして、PFI事業でやりたいということになっていますので、なかなか設計の業務も多岐にわたりますので、それからそれを受ける業者さんの手当てもするとか、手を挙げてくれる業者さんがいないとこのPFI事業は成り立ちませんので、それらも含めてということで、令和5年度から令和13年度までという計画になってございます。

今申し上げました向こう10年間、大規模事業についてはこの4件を予定しているということでございます。

私からは以上であります。ほかの質問については、担当部のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） おはようございます。私のほうからは、議員ご質問の1点目の老朽家屋について、そして2点目の限界集落についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、3点頂戴しております。まず、1点目の危険な老朽家屋、老朽空き家と考えておりますけれども、こちらの所有者に対してどのような対応をしているのかといったご質問でございますが、所有者等に対し、空き家の現況写真を添付いたしまして、適正な管理が所有者等の責務であるということの注意喚起とともに、市に連絡を頂戴したいと、このような旨の通知文を郵送してございます。

続いて、2点目の危険性を除去する取組についてでございますが、本来空き家といえども個人の財産でございまして、所有者等の責任において適正な管理を行うべき事案と考えてございます。現在のところ、このようなことから特別な制度を設けまして除去といった取組はございません。

続きまして、3点目、相続登記の申請義務化の市の取組についてでございますけれども、相続登記の申請手続は法務局で受け付けされることから、法務局の問合せ先や注意点等を記載しました相続登記の申請義務化のチラシを今年度の固定資産税納税通知書に同封いたしまして、周知を図ってございます。このチラシでございますけれども、この同封は令和6年度、こちらにおいても実施する予定としてございます。

また、広報による周知でございますが、既に令和5年9月号で行っておりますが、この義務化につきましては令和6年4月1日から施行されますことから、4月の広報等でも再度周知を図る予定としてございます。

次に、限界集落の現在でございますけれども、まず限界集落、こちらの定義でございますが、地域人口の50%以上が65歳以上の集落で、冠婚葬祭や農作業など、社会的共同生活の維持が困難である状態の集落と言われております。現状でこの社会的共同生活の維持が困難かどうかということはちょっと分かりませんが、令和6年1月1日現在の市の人口を単純に集計いたしますと、22地区の集落がこれに該当するというものでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 改めまして、おはようございます。私からは、長谷川榮子議員からの総合体育館についての（１）、現在までの利用状況についてお答えをいたします。

利用人数については、1月末現在の人数となりますので、ご了承をお願いしたいと思います。総合体育館は、様々な利用をされておりますので、その利用形態ごとに一般利用、プロの公式戦を含むイベント利用、スポーツ教室利用の3つに区分し、ご回答いたします。

まず、一般利用ですが、こちらは一般の方々の方だんの練習や各種大会等でご利用いただいた人数となります。1月末現在の合計利用者数は5万5,636人となっております。月平均で約5,600人、最も使用された月では約8,700人の方にご利用いただいております。一般利用の特徴的な部分としては、トレーニングルームの利用が挙げられます。利用者から非常に好評であり、1月末時点で9,808人の方に利用されております。月平均では約1,200人に利用されており、年度末には1万人に届く勢いの利用者数となっております。

次に、イベント等の利用者数ですが、今年度行政が主体となって行ったイベントとして、グランドオープンセレモニーやスポーツフェスティバル等5つのイベントがございました。プロスポーツイベントでは、青森ワッツの公式戦が2回、東レアローズの公式戦が1回開催されました。イベントでの利用者数は、来場者数を含め、合計で1万3,769人の方にご利用いただきました。

最後に、スポーツ教室等の利用者数です。こちらは、主に多目的室を利用したヨガ教室などの利用者数となります。1月末現在の利用者数は、合計で1,954人の方にご利用いただいております。

それらを全て合わせ、総合体育館における1月末現在での合計利用者数は7万1,359人となっております。

次に、（２）番のプロスポーツイベントについてですが、まず令和6年度に予定されているプロスポーツイベントについては、主催者側の規制がございますので、詳細についてはお答えできませんが、2つのプロスポーツイベントが開催される予定でございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） まず、1点目の空き家対策なのですが、いろいろ部長から細かく教えていただきましたけれども、まず何をやるにも持ち主がいるわけで、そういう方に一番先に連絡を取っ

ていると思いますけれども、そういう方に連絡を取って、手紙でも何でもいいですけれども、連絡取って、その反応というか、それはどんなものでしょうか。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 空き家の注意喚起をした後の所有者の反応でございますけれども、敷地内の樹木や雑草の伐採など、これらにつきましては、また蜂の巣の苦情もございますけれども、この程度であればご本人が、またはご本人がシルバー人材センターに委託するなどで対応されたと、そのような例はありますけれども、それ以外については全く反応がない方もおられますし、また生活するのがやっとで、特に解体するなどといった余裕がないといった理由で、結局そのまま放置されているという状況がございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 連絡をしても、全く返事が返ってこない。だから、何十年にもわたって放置されっ放しだと思うのですけれども、そこで行政で何かできることはないですか。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 行政での対応、何かできないのかということでございますけれども、昨年7月に商店街にあります旧洋服店、こちらのほうの空き店舗の外壁が崩れまして、道路に散乱いたしまして、非常に危険な状態となったケースがございました。また、これは祭り期間中でもあったため、多くの歩行者でにぎわうということから、所有者と連絡を取りながら、市が費用を立て替えて緊急的に補修工事を行ったという例がございます。今後も様々なケースがあるだろうと考えておりますので、対応できるものは対応していきたいと、このようには考えておりますが、先ほどお答えしたように、本来所有者の責任において管理を行うべきものでございますから、行政が介入する場合には慎重に対応しなければいけないと、このように考えてございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 私がここで言いたいことは、誰の目から見ても危険だ、何十年もそのまま放置されっ放し、それについては分かりました。市ではいろいろ連絡取っているということ、様々な方法で何とかしたいというふうに頑張っているということは十分分かりましたけれども、でも行政代執行という言葉があるのだそうで、例えば駅前通りの今にも崩れそうな物件とか、皆さん知っていると思います。バス通りの柏の玉水地区にも、何十年も放置されて本当に危ない物件があります。そういうものについて、この行政代執行というのは可能なものでしょうか、お願いします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） お答えいたします。

まず、行政代執行につきましては、そのまま放置すれば、議員もおっしゃったとおり、倒壊等、著しく保安上危険のおそれがあるなど、特に緊急性が高いと判断した場合、特定空家と認定いたしまして、所有者または相続人に対し、適正な管理の是正を求めまして、空家等対策の推進に関する

特別措置法に基づく助言または指導、そして勧告、命令を順次行いまして、命令に従わない場合、所有者等に代わり、行政が解体などの措置を講ずるものでございます。解体に要しました費用は所有者等に請求しまして、支払われない場合は財産を差押えする流れとなりますが、差押えする財産がない場合、これは結局は市が解体費用などを負担することとなります。また、所有者等が不明な場合は、別個略式代執行といった制度もございます。

いずれにしましても、行政代執行につきましては、それに至るまで手続に相当の時間を要し、また個人の所有物に対し行政が公費を投入することで、結局は放っておけば行政が何とかしてくれるのではないかといったような意識の蔓延なども危惧され、解体費用の回収など、また課題も多いことから、慎重に対応していかなければいけないと、このように考えております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） いずれにせよ大変ですよ。県内で行政代執行したという例はありますか。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） お答えいたします。

特定空家について代執行を実施した県内の自治体は、令和2年3月31日時点での国の調査、これにおける実績でいきますと、行政代執行がゼロ件、ただし略式代執行が五所川原市、大鰐町、六戸町の3市町で各1件と公表されております。この略式代執行は、先ほども申し上げましたが、所有者等が不明の場合の措置、これに当たりますことから、解体費用についてはいずれも全額自治体の負担だったのではないかと、このように想定されます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ともかくこのままにしておいたら、空き家は増えるばかりですよ。よく聞くのは、今解体に大変お金がかかるということですけれども、たしか前に、少しばかりだけでも、解体の助成があるというふうに聞いたことがあります。その辺のことを教えてください。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 解体費用の助成など、本市において手助けできないかというふうなご質問かと思えますけれども、現在私どものほうでは助成といったものの制度はございませんが、行政代執行などについては、今後も著しく危険な空き家を減少させる対策の最終手段と、このように考えてございます。また、議員がご提案いたしました解体費用の助成、これにつきましては近隣の自治体でやっているところもございますので、そのような県内の自治体の補助の制度をちょっと調査しながら、市役所の関係部署のほうで協議してまいりたいと、このように考えます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） この空き家の問題は、私も今回で2回だと思いますが、前にもほかの議員さんも何度か取り上げています。取り上げても取り上げても、一步も解決していないというのが今の説明でよく分かりました。行政代執行をするにも、何もかにも、ともかく持ち主の人の了解を得

なければ進められない。その持ち主の問題だと思いますが、国の制度も私は大変遅れていると思います。

今年の4月1日から相続登記の義務化になるのだそうですけれども、相続人は不動産、土地、建物を相続で取得したことを知った日から約3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の罰金が科せられる、こういう制度だそうです。私は、この制度にもう積極的に取り組んでいくべきだと思います。これより方法がないと思います。ありとあらゆる会議の場所で、今度こういう法律ができた、相続登記もせずにそのまま亡くなっていったのなら大変迷惑なことが起きるのだということを市民の皆様によく知っていただく、ここから空き家対策になるのではないかなと思います。

また、県内をずっと私は気をつけて見ているのですけれども、ある町村に行きましたら、この家、土地つきでただであげますと、大きい看板が立っていたのです。びっくりしました。それが1つの町村で3か所もあったのです。ええ、ここまで来たのかなと思ってびっくりしたのですけれども、当市には空き家バンクという制度もあるそうです。ありとあらゆる手だてでもって、まず遺産相続の登記、これに力を入れて取り組んでいくより、これから空き家にしないためにも、方法がないのではないかなというふうに私は考えるものです。例えば老人クラブの会合でもいいでしょうし、自治会の会合でもいいでしょうし、広報とよく言うのですけれども、広報の字が小さいのです。見落としている人が大分多いので、この遺産相続の登記に、この部分だけは目立つように、大きい字で徹底していただきたいと思います。それより方法が、私は今のところ考えられないのですけれども、部長、いかがですか。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 私どもも空き家問題につきましては、大変頭を悩ませているところでもございます。先ほど議員のほうから、空き家バンクというお話がありました。老朽化する前に、ぜひこの空き家バンク制度をご利用いただきたいなと思ってございます。

実績でいきますと、空き家バンク、平成29年あたりから始めまして、たしか51件ほど登録され、そのうち、大体買っていただくか借りていただくという制度でございますけれども、その成約に至ったのが半数近い24件という実績もございますので、こちらのほうもぜひ周知というか、併せて広報していきたいと思いますし、このチラシをやはり納税通知書に入れるというのが直接ご本人様に渡りますことから、なかなか効果はあるのではないかなというふうに感じてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 私の身近なところでも、空き家バンクの制度を利用して、結構大きい物件だったのですけれども、150万円で空き家バンクに登録されていました。その物件が売れたのです。入っている人、まだ私訪ねていないのですけれども、暇を見て訪ねてみようと思っています。何と

京都からご夫婦でいらっしゃっています。多分空き家バンクを見てのことだろうなと思っていました、思ったよりも空き家バンク、これはもし後継者がいなくて、それこそ誰かもらってくれる人いればあげるよという人が出てくるかも分かりません。また、不動産屋さんが買って、解体して、更地にして何かに利用するとか、そういうふうに、とにかくこれから先空き家を一件も出さないような、それに力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次へ行きます。限界集落ですけれども、5年たって3部落から22に増えたそうで、思っていた以上に人口減少が進んでいるなと思っています。その22のうち、何と木造が14、稲垣が8で、木造と稲垣に集中しているのです。考えてみたら、やっぱり若い人が木造地区は少ない。森田も柏も働く場所がそこそこあるので、お若い人がいらっしゃる。だから、土地を分譲するのだったら、五所川原よりも安く分譲して、若い人に住んでいただきたい、そこにつながるわけです。

テレビ等など、新聞等などでも、この人口減少問題毎日取り上げられておりますけれども、30年先のつがる市、生産人口が63%減るという新聞記事を見てショックを受けまして、今回改めて5年たって、限界集落はどのくらいあるかなと思って聞いたら、思っていた以上に多いもので、胸を痛めているところです。

そこで、市長はこの公共施設の建設計画、私が通告した時点で私が何を言いたい、もうちゃんと受け止めてくださっていると分かっています。人口減少がこれほど進んでいるものですから、これから公共施設の建設に当たってはよほど慎重になってほしい、その一言です。でも、ご説明いただきました4か所の公共施設の計画は、どれも必要なものばかりで、ああ、いいなと思っています。

中でも私たちに説明してくださいました若緑団地の建て替え、今までなかった6階建ての住宅だそうで、これはお年寄りに配慮したものだそうで、雪捨ての苦労とか考えたら、これから先はこういうものでなければいけないという、それを説明受けましたときには、ああ、いいなというふうに思いました。若緑団地周辺の古い住宅を解体して更地にしましたら、残っている2階建てのこの住宅、ぼろが見えて大変です。思っていた以上に醜いその姿を見て、8年計画だそうですが、何とか早めに、古い住宅に住んでいる方々の入替えだと思しますので、ご高齢の人が多いものですから、そういう方々のことも考えたら、8年とは言わずに、少しでも短くして完成してあげたら喜ぶのではないかなと思っております。

いずれにしろ、大変な時代がやってきています。本当に箱物はもういいというのが私の基本的な考えでございますので、どうぞその辺のことをお酌み取りいただきまして、よろしく対応して下さるようお願いいたします。

それから、総合体育館でございますけれども、私もスポーツが大好きで、テレビにスポーツが出ると、もう欠かさずチャンネルを変えて見ます。昨日はバレーボールの女子の決勝がありまして、大好きだった古賀選手の活躍で優勝したのに拍手を送りました。去年バレーボールのプロを間近に見まして、ああ、いいなと思ひまして、感動しました。また、今まであまり関心のなかったバスケ

ットも、地元のワッツさんが活躍しているのを目の当たりに見させていただきまして、やっぱり生で見るのが一番だなと思って、感動したのを思い出します。

そのときに、私はバレーボール、２日目、あんたたちも行って見ろ、見ろと近所の人に勧めたのです。私の周りは高齢の人が多いものですから、行った何組かの人が切符買えなかったと、そういう声で帰ってきたのです。考えてみたら、自分が切符を買おうとしたら、やっぱりスマホは苦手なものですから、そういう方々に配慮した方法というものはないのでしょうかということで、今こういう質問に上がっているわけです。教育長、いかがですか。

○議長（木村良博君） 教育長。

○教育長（山谷光寛君） ただいま長谷川議員から質問ありましたチケットの購入に関してですが、現在プロスポーツをはじめ各種イベントのチケット販売については、インターネット販売というのがどうしても主流になっております。インターネットの販売は、販売場所に足を運ばなくても、その場で購入できるというメリットがあるのですが、またインターネットの利用に不慣れな方に関しましては、非常に購入が難しいというデメリットもございます。

今後総合体育館で開催されるプロスポーツイベントのチケット販売に関しましては、基本的に主催者の意向が重要となるのですが、地域性や、先ほど議員ご指摘のデメリット等についての理解を求めまして、総合体育館での窓口販売とか、あるいは直接購入が実施できるように、主催者と協議していきたいと考えております。

また、総合体育館の窓口での販売については、その対応を指定管理者が行うこととなりますが、指定管理者はその方向に積極的に取り組む方向で検討するということを回答いただいております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○８番（長谷川榮子君） 若い人よりも年配の人が多いいこの地域でございますので、どうぞ私たち年寄りを置いていかないようなあれを取っていただきたいと思いますので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

総合体育館がオープンして、大抵のイベントが総合体育館を中心として行われるようになりました。夕市とか朝市とかは、そこそこその辺でやっていたのですが、総合体育館近辺でやるようになったら、出店も多くなって、当然人出も多くなりまして、それはそれなりにいいと思うのですが、そうなりますと中心部の商店街寂れていく一方だと思って、これ何とかならないものだろうかと、いつもそんなふうに思っていますけれども、これからいろんなイベントの予定があると思いますが、そういうときには中心部の商店街、有楽町、千代町、こっちのほうも併せて人がおいでになるような、大変難しいです。魅力のない商店街になってしまった部分ですが、でもそのままだと生き残ってはいけないと思いますので、その辺も商工会の人たちとも連絡を取りながら、双方いいように取り計らっていただければなおさらいいかなと思いますので、お願いを申し

上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

ここで休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 三 橋 あ さ み 君

○議長（木村良博君） 第2席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋あさみ議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番（三橋あさみ君） 改めまして、皆様、おはようございます。第2席を賜りました三橋あさみでございます。初めに、このたびの能登半島地震におきまして、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。2か月以上たった今も、厳しい生活を強いられている方々がたくさんいらっしゃいます。一日も早く日常を取り戻せますようお願いしております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。初めに、生理の貧困について質問をいたします。今回質問するに当たり、私自身女性の抱える重要な問題と気づき、とても考えさせられました。生理の貧困とは、コロナ禍を契機に社会問題としてクローズアップされてきた問題で、単に経済的な理由により生理用品を買うことのできない状態にあることだけではありません。女性は、男性より非正規での雇用率が高く、貧困など経済的苦境に陥る可能性が高い。コロナ禍によって、仕事やアルバイトがなくなったり減らされたりした方、また学生など、経済的に苦しむ女性が増えたことも要因と言われております。

また、子供の場合、父子家庭や祖父母世代と暮らしている場合に、買ってほしいと言い出せない、また保護者のネグレクト的な対応を受けて、購入までたどり着けないケースもあるようです。入手できないことを相談できない、どこに相談したらいいのか分からない、恥ずかしいといった相談体制の不備や環境にも問題があると指摘されております。

この生理の貧困問題は国会でも取り上げられ、健康や尊厳に関わる重要な課題とし、様々な方針が出され、調査もされております。調査結果によりますと、生理用品購入に苦労したことがあると答えた方が全体の8.1%、そして対処方法として、生理用品でないものを使う、交換する頻度、回数を減らすなどというものでした。学業や仕事に集中できない、学校や職場を欠席、早退、遅刻する

など、社会への影響も挙げられております。何らかの理由で生理用品を購入できない方が実際にいること、生理用品が手に入らなければ、毎月毎月の生理にどんなに困り、不安であるか、察するに余りあります。

世界的に見ますと、既に政府主導で生理用品の無償化を行っている国もございました。日本でも、各地の自治体で生理用品の無償配付の取組が始まっております。東京都では、2021年に全ての都立学校の女子トイレに生理用品がトイレの備品として配備されました。また、商業施設や大学でも、トイレに設置されたディスペンサーという機械に、スマホを使い、ダウンロードしたアプリをかざすだけで、無料で生理用品を入手できるということも行われております。県内においては、五所川原市や三沢市を皮切りに、各地で生理用品の無償配付が行われております。

単に生理用品を無償配付するだけでなく、学校や公共施設の個室のトイレの中に生理用品を配置し、必要なときに安心して気兼ねなく使えるようにする。生理用品を配付するときは、特定のカードを見せるだけですぐに入手できるようにするなど、きめ細やかに配慮している自治体も多く見られました。この問題への取組は、SDGsの目標1、貧困をなくそう、目標5、ジェンダー平等を実現しようにも貢献するとも言われております。

そこで、この生理の貧困問題に対し、本市におきまして学校や公共施設のトイレに生理用品の配置や、入手困難な方へ生理用品の無償配付のお考えはないか伺います。

次に、防災対策について質問いたします。1点目に、避難場所、避難所の周知について伺います。このたびの能登半島地震の発災後、今はどんな災害が起こるか分からない、不安になる、どこに逃げたらいいのかも心配になるといったことを耳にいたしました。これまでの地震や豪雨災害、最近本市で起きた竜巻など、次々に起こる自然災害に、多くの方が不安な気持ちになられたのではないのでしょうか。防災対策として、いざ避難が必要というときに、避難場所、避難所を知っておくことは、とても大切です。

本市では、大半の方は近くのコミュニティセンターが避難場所、避難所となると認識されていると思います。しかし、洪水など、災害によってはそれと同じ避難所にならないこともございます。避難場所、避難所の周知にどのように取り組んでいらっしゃるか、また災害によって避難所が変わる場合、どこに避難するか、どのように周知されるかお示してください。

2点目に、自主防災組織、消防団の現状について伺います。防災の共助として、地域防災を担う自主防災組織や消防団があります。私自身市議会議員となり、初めて消防団の観閲式などの行事を拝見させていただきました。とても頼もしく、この方々が地域の防災を担ってくださっている、地域にとってとても頼りになる存在と、感謝の思いで拝見させていただきました。そんな中、消防団のOBの方が団員を募るのに苦労するとのお話もございました。現在の自主防災組織、消防団の現状をお示してください。

3点目に、防災備蓄品の管理と有効利用について伺います。防災の公助として、防災備蓄品があ

ります。本市におきましては、つがる市防災備蓄倉庫に一括管理されていると伺いました。防災計画を見ますと、被害想定により、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品など、種々保管されております。食料品、飲料水など、長期保存が可能なものと思いますが、賞味期限など、どのように管理されているのでしょうか。また、期限が切れる前の食品はどのように活用されるか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 私のほうから、1点目の生理の貧困について、このご質問についてお答え申し上げます。

経済的な理由が主な理由だと思うのですが、そういう理由で生理用品を購入できない、そういう女性が増えているということは存じ上げております。また、さらにコロナウイルス感染症がそれに拍車をかけたのだということも承知しております。周りを見渡せば、これを無償配付している自治体もあれば、ない自治体もあると、そういうことも十分存じ上げています。

それを踏まえて、私のほうからこれからどうするのかお答えしたいと思います。同姓である女性から見ても、なかなか何でというふうな答えが返ってくるような生理の貧困という問題でございますが、これは国でも調査しているようであります。国の調査では、細かく何%の方が入手に困難であったというふうな回答も出ていますが、それはそれとして10代、20代、世帯の年収によって困難になっている方が多いのだと。世代でいくと、10代から20代というふうに国の調査ではなっているようであります。

そういう経済的な問題もありますでしょうし、今議員がおっしゃられました親にも相談できないという、経済的なほかにもいろいろな個人の感情であるとか、生活環境であるとか、様々な影響で貧困に陥っているのだらうと思っています。

では、本市においてはどうかということをお申し上げますが、今申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの拡大によって、さらには物価高騰もあるということで、購入に苦勞されているご家庭があるということは、容易に想像できると思っています。現在市内の小中学校では、各学校の工夫によって、必要な児童生徒への提供をしている状況であります。数量であるとか、提供方法が十分であるかと問われれば、十分ではないのかなと感じておりますが、いずれにしても全然手をつけていないというわけではないので、足りていない部分をどう拡充するか、あるいは補充するかという問題になってくると思います。市及び公共施設において、提供等の実施はしていない、だからこそ十分かと問われれば、十分ではないというような答えになった次第であります。

では、これからどうするのだということですが、生理の貧困については女性の方だけの問題ではないのだらうと。やはり男性の理解がないと、無償化には踏み切っていけないのだらうと思

っていますが、そういうことも踏まえて、性別を問わず正しい知識を持って、何が大切でどういう環境づくりが必要なのか、そういう体制整備にも必要性を見いだしながら本市はやっていきたいと思っています。そういう本市の現状をしっかりと把握した上で、子供から大人まで、全ての女性の安心できる生活につながるような取組をこれから考えて、支援の充実に努めてまいりたいと思っています。

私からは以上であります。ほかの質問については、各担当部から答弁させますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 私のほうからは、議員ご質問の大きな項目の2点目、防災対策についてお答えいたします。

まず、1点目の避難場所、避難所の周知についてでございます。市内の避難所等を掲載いたしましたつがる市防災ハザードマップ、こちらを令和4年2月に市内の全世帯に配布しており、その他市ホームページにも掲載されているところでございます。

そして、洪水などのときに避難所として使用できない場合は、どこの避難所へ避難したらいいのか、またその周知はどのように行うのかというご質問でございます。まず、大雨による河川の越水などで地域の避難所が使用できなくなる場合がございます。このような場合は、被害状況や道路の状況、冠水とか、そして气象台の情報を確認しまして、できるだけ近く、安全な避難所を速やかに指定し、そこに避難していただくと、避難を促すということになります。その場合の周知は、防災無線や市の公式ライン、こちらを使用するなど、あらゆる媒体を活用いたします。

令和4年8月の大雨の際は、稲垣地区のところで急に洪水関係で避難していただくというところが発生したわけですがけれども、その際は防災無線に加えまして、関係する自治会の会長さん、こちらのほうに直接電話連絡をいたしまして、車力地区の避難所に住民の方と避難いただくよう、連絡したところでございます。

次に、2点目、（2）のご質問のうち、自主防災組織の現状と強化についてお答えいたします。自主防災組織は、現在25団体、これに関係する世帯数でいきますと3,705世帯で、これを市の全世帯で除した、割った率というのをカバー率と呼ぶそうでございます。このカバー率は27.4%となっており、令和5年4月1日現在の県の平均、こちらが55.4%ということで、それを下回っている状況でございます。

現在も自主防災組織の強化、拡大のため、各地区の自治会での出前講座、これらなどを通じまして、自主防災組織の重要性と設置の啓発に取り組んでいるところでございますけれども、高齢化や若い世代の参加が進まないなど、先ほど言った共助力が低下している傾向にもありまして、なかなか設置するのが困難という自治体が多いという状況でございます。

最後の３点目、防災備蓄品の管理と有効活用についてでございますが、議員もご承知のとおり、先ほどお話しされていましたが、現在災害用備蓄品については、全ての市の防災備蓄倉庫、こちらのほうで集中管理をしており、特に食料品などは賞味期限があります。これら備蓄品については、計画的に更新を行う必要がございます。更新する前の食料品につきましては、防災意識の高揚を図るため、各学校の防災教育などでの活用、また防災訓練、防災研修会の啓発として参加者に支給するなど、有効活用してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 消防長。

○消防長（江良康博君） 私のほうから、２の防災対策についての（２）のご質問のうち、消防団の現状と強化についてお答えいたします。

近年少子高齢化の影響に伴い、退団者が入団者を上回り、消防団員は年々減少している状況となっております。このような現状を鑑み、消防団員の確保施策として、令和４年度に副団長から団員までの報酬額を引き上げ、団員で年額１万円から３万６,５００円に改定を行ったほか、その翌年からは出動報酬を見直しするなど、消防団員の処遇改善を図りました。

また、消防団員の士気高揚や団結力の強化を目的とし、観閲式、玉落とし競技大会、出初め式を開催し、そのほか毎月１日、１５日は火災予防の広報活動を各分団で行っております。

次に、消防団員の技術向上を目的とし、消防水利が限られている状況を想定した遠距離中継送水訓練、消防団車両及び資機材の維持管理状況を確認する機械器具点検を実施しているところであります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○２番（三橋あさみ君） それでは、２回目の質問に入らせていただきます。

生理の貧困、生理用品の無償配付について、市長より温かい答弁をいただきました。生理の貧困に対しまして、多くの方にご理解をいただきたいと思っております。ご答弁にありましたように、子供から大人まで、全ての女性の安心のため、ぜひ取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、防災対策についてですが、避難場所、避難所の周知についてご答弁がございました。災害時、避難所を周知する上で情報発信がとても重要でございます。災害の種類や規模で複数の避難所が変更になることもあるかもしれません。市民の方が安全に避難できますよう、迅速な対応をよろしくお願い申し上げます。

その避難所の中に福祉避難所というのがありますが、避難のために配慮が必要な方の避難所と思いますが、どのように利用されるのかお示してください。

○議長（木村良博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋一也君） ご質問の福祉避難所についてお答えします。

福祉避難所は、災害発生時に設置する一般的な避難所では避難生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方々が避難する場所であるため、一般の避難所で生活可能な方々は利用できないものとなっております。

災害発生後、市町村が一般の避難所で要配慮者の円滑な避難生活が確保できないなど、開設の必要性を判断の上、各施設へ要請し、開設されるものであり、避難できる方もあらかじめ指定されております。そのため、原則として福祉避難所へは直接避難することはできません。

福祉避難所に自宅から直接避難できる方は、あらかじめ本市の聞き取り調査を終えて避難する福祉避難所が指定されている方であり、対象は高齢者、障害者、妊婦、乳幼児などで、日常的なケアを必要とし、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々となっております。

本市では、市内の11施設と福祉避難所協定を締結しております。各施設の受入れ対象でございますけれども、高齢者のみ受入れ可能が5施設、高齢者及び障害者の受入れ可能が1施設、高齢者、障害者、妊婦及び乳幼児の受入れ可能が4施設、妊婦及び乳幼児のみ受入れ可能が1施設となっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。要配慮者のため、個別に避難計画に基づいて利用されるということだと思います。また、そのために多くの民間の施設にご協力いただいていることに感謝申し上げたいと思います。要配慮者ご本人、そしてご家族も、このような福祉避難所の計画があれば安心だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目の自主防災組織、消防団の現状についてご答弁がございました。自主防災組織の組織設置や啓発、消防団員の報酬アップなど、取り組んでおられるようですが、なかなか厳しい状況と感じました。今ある組織の強化、共助力の向上ということを考えますと、人材育成として防災士育成が強化につながるのではないかと考えます。

防災士とは、地域防災力の向上を目指す民間の資格でございます。自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されます。特定の権利や義務的な行動が求められることはありませんが、地域防災のリーダー的な役割も期待される資格です。今ある自主防災組織や消防団員、また自治会にも防災士がいれば、自助、共助として地域防災の対策強化につながるのではないかと、また防災士なら女性の方も関わりやすいのではないかと感じました。

昨年私も、地域のために何かできないかと思っていたところ、友人に勧められて防災士資格を取得いたしました。私が受講したときも、消防団員や会社員、学生や女性の方など、たくさんの方が受講されておりました。この防災士を取得するには、受講料、登録料の費用がかかります。弘前市では、無料で市独自で防災マスター講座という講座を行い、全講座を受けると防災士資格試験を受けることができるということを行っております。また、青森市など自治体で取得に係る費用を助

成しているところもございました。

そこで、自治会や自主防災組織、消防団員の人材育成強化のため、防災士取得のための費用を本市で援助するお考えはないか伺います。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） ご質問の人材育成を強化するための防災士の資格取得などに援助できないかということでございます。この防災士につきましては、阪神・淡路大震災以降、全国各地で災害というものが多発していることを反映して関心が高まり、地域防災力の向上に貢献するため、認証登録者数も年々増え続けているようでございます。

防災士については、防災、減災に関する知識と実践力を習得していることから、議員がおっしゃるとおり、今後の地域防災のリーダーとして有効な人材であると、このように認識しております。また、全国的にも防災士育成のための補助金等を交付している自治体もございます。この内容等を参考にいたしまして、資格取得費用の助成等について、今後市として検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ありがとうございます。地域防災強化、人材強化のため、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、防災備蓄品の管理と有効利用について、管理は定期的に更新され、更新する前の食品などは、学校の防災教室や防災訓練の参加者に利用するというご答弁でしたが、大規模災害となれば停電や断水も想定されます。避難所を設置しなければならないこともあるかもしれません。この防災備蓄品を活用し、シミュレーション的に実際に段ボールベッドなどを作り、設置してみる、プライバシーの確保や防災用のトイレの設置、あるいは備蓄食料品を実際に調理して食事してみるなど、避難所設置も経験できるような総合的な防災訓練を行うことも大切だと思います。そのような訓練のお考えはあるのか、また備蓄品の中に紙おむつや生理用品など、保管期限のある日用品がございました。これらについては、どのように有効利用されるのかお示してください。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） お答えいたします。

まず、令和6年度の防災訓練でございますが、洪水被害が想定されている地区を限定して、その地区に限定して実施する予定としております。それに当たって、協力いただく自治会さんというのが発生することになるわけですが、それにつきましては現在自治会と調整中でございます。

訓練の内容、これにつきましては地区住民の避難訓練、どうしてもこちらのほうがメインとなります。また、備蓄品につきましては、本年度より5年計画で備蓄しまして、順次更新する予定としておりまして、特に食料品等については賞味期限が1年半から5年となっているものがございます。

この更新時期に合わせまして、防災訓練の一環として提供することは可能でございます。

続いて、紙おむつ及び生理用品の有効活用についてでございますが、これら物品についても一定程度の期限がございまして、更新前に有効活用が必要と、食料品と同じように私どもも考えているところでございます。まず、紙おむつ、こちらの活用先といたしましては、子供用、大人用がございします。子供用の場合は乳幼児の健診時、大人用の場合は市内の社会福祉協議会や介護施設などへの配付、次に生理用品については、市内の学校や公共施設などが考えられると思っております。この有効活用につきましては、今後関係する部局と協議、調整をする予定としてございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございました。ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時21分）

第 3 号

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）

令和6年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

報告第1号 専決処分した事項の報告の件

（専決第2号 和解及び損害賠償の額の決定の件）

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和5年度つがる市一般会計補正予算（第9号））

議案第2号 令和5年度つがる市一般会計補正予算（第10号）案

議案第3号 令和5年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第4号 令和5年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

議案第5号 令和5年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第6号 令和5年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第7号 令和6年度つがる市一般会計予算案

議案第8号 令和6年度つがる市国民健康保険特別会計予算案

議案第9号 令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第10号 令和6年度つがる市介護保険特別会計予算案

議案第11号 令和6年度つがる市下水道事業会計予算案

議案第12号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第13号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第14号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案第15号 つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

議案第16号 つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案

議案第17号 つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第18号 つがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第19号 つがる市犯罪被害者等支援条例案

議案第20号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案

- 議案第21号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案
- 議案第28号 つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	木津谷 昭 弘
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	江 良 康 博
選挙管理委員会事務局長	秋 田 俊
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	粕 谷 竜 一
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	三 上 雅 弘
議 事 係 長	福 士 寿 幸
主 幹	原 田 智 尋

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、4日に引き続き一般質問を行います。

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 第3席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。

平田浩介議員。

〔1番 平田浩介君登壇〕

○1番（平田浩介君） 皆様、改めましておはようございます。第3席を賜りました五和会の平田浩介でございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しを得まして、質問に入る前に一言ご挨拶をさせていただきます。私がここに立たせてもらってから1年がたちました。最初はすごく緊張して、たどたどしさがあったかと思いますが、何回か経験するともっと流暢に話すことができるのかなと思っておりましたが、やはり何回やってもこの場に来れば緊張いたします。ただ、この緊張感を常に持ちつつ、初心を忘れず、これからも全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、質問のほうに入らせていただきます。

今回は、児童生徒のスポーツ振興及び文化活動について質問をいたします。先日、つがる市文化賞・スポーツ賞の受賞式が行われまして、小学生から一般の皆様が様々な種目や文化活動で受賞され、つがる市のスポーツ、文化活動も素晴らしいものだったところでございます。

しかしながら、今現在、特に小学校、中学校についてですが、少子化に伴い、部員数の減少、先生方の働き方改革等で、部活の在り方を変えていかなければならない状況にあります。国のほうでは、平成30年に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す、また生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるといたしました。その後、令和元年には、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現するということとなりました。そして、令

和2年9月には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてということで、段階的に部活動の地域移行の方針を打ち出しました。また、令和4年12月には、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインも示されました。

そこで、1つ目の質問ですが、この国の方針を踏まえて、つがる市では中学校の部活動を地域に移行する計画はあるのか、またあるのであれば、いつ地域移行するのか教えていただきたいと思います。

2つ目は、小学校のスポーツ少年団の現状と課題についてお聞きいたします。小学校は、既に部活動からスポーツ少年団のクラブチームとして活動しています。私も3年前までは向陽陸上クラブの一員として携わってまいりました。そのとき実際に感じたのは、保護者負担がかなり大きいという点でございました。保護者で監督、コーチ、クラブ運営を行い、また監督、コーチだけでは大変なので、順番で見守りの係を決めたりしておりました。本当はクラブ活動をやりたいのに、保護者の仕事の関係上または家庭の事情で見守り等ができないという理由で、クラブに入れなかった子も中にはおりました。こうした問題をどうしたら解決できるかと、当時から保護者同士よく話をしていたことを覚えております。これは私が携わってきた向陽陸上クラブでのことですが、恐らく多くのクラブでもいろんな問題、課題があるかと思います。指導者問題もその一つかと思っております。

ちなみに、参考ですが、むつ市が令和5年4月にむつ市地域文化・スポーツクラブむつ☆かつを開始いたしました。むつ☆かつは、事務局を教育委員会に置き、運営し、指導者にはこれまでの学校部活の意義や、暴言、体罰の禁止などのコンプライアンスに関する指導者研修と普通救急救命講習を受けてもらい、その研修を受講した方が市から指導者資格証を発行され、指導者として携われるようにしております。このような体制がつがる市でも行われたら、保護者の負担はかなり軽減されるのではないかと考えております。

それでは、ちょっと話を戻しますが、つがる市スポーツ少年団の現状と課題ということで、まずはつがる市スポーツ少年団に登録されている団体は現状どのくらいあるのか、そちらのほうを教えてくださいたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 改めましておはようございます。それでは、平田議員からの児童生徒のスポーツ振興及び文化活動についての（1）、中学校の部活の地域移行についてお答えいたします。

部活動地域移行のつがる市における実施年度についてでございますが、まず基準となる現在の国の動向についてお答えいたします。スポーツ庁と文化庁は、令和4年11月時点において、部活動地域移行のガイドラインの案を示し、その中で令和7年度末までの実施を目指すとしておりました。その後、令和4年12月27日に公表された部活動地域移行のガイドラインでは、実施時期について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すと変更されております。また、ガイドライン案

において、令和５年度から令和７年度までを改革集中期間としていたものを、現在のガイドラインでは同時期を改革推進期間としているところです。

それらを受けて、本市における実施時期ですが、現状といたしまして何年度からという具体的な年度設定には至っておりません。担当部局といたしましては、本市における子供たちの活動環境をいつまでに整えるのが最善かを適正に見極めて、協議、検討していきたいと考えております。

続きまして、（２）の小学校のスポーツ少年団の現状と課題についてお答えいたします。むつ市が行っているむつ☆かつですが、他自治体の施策ですので、詳細かつ結論づけた表現は避けますが、まず現状では中学生を対象とした施策と伺っております。将来的には様々な年代も対象となるようですが、現状は中学生の放課後活動の場を新たに提供する取組で、子供たちの活動の選択肢が増え、また指導者確保や送迎バスの配置など充実したサポートがなされており、非常に素晴らしい取組と認識しております。

次に、本市における小学校のスポーツ少年団の現状ですが、令和５年度現在、つがる市スポーツ少年団に登録されている団体は１２団体です。競技の内訳ですが、単一競技登録と複数競技登録に分けられますので、まず単一競技団体では、軟式野球が３団体、ミニバスが３団体、柔道が１団体、剣道が１団体、バレーボールが１団体、サッカーが１団体の合計で１０団体となります。複数競技登録団体は、アルペンスキーや野外活動を種目競技とする団体が１団体、ミニバスと軟式野球を種目とする団体が１団体の合計２団体となっております。団員数は、つがる市スポーツ少年団全体で２７５名が登録されております。各団体で登録数が最も多い団体が４６名、最も少ない団体が９名となっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○１番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございました。

つがる市では地域移行の時期は未定ということで、理解をいたしました。ただ、国のほうでは、令和５年から令和７年までを改革集中期間から改革推進期間とした一方で、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すということになっていることから、子供たちの活動環境をよりよくするためにも、地域移行は早期実現を目指していかなければならないと思っております。

そこで、中学校の部活の地域移行について、２回目の質問をさせていただきます。国から出されたガイドラインを踏まえまして、つがる市における部活動の現状とその課題を教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） それでは、本市における部活動の現状と課題として、まず現状についてお答えいたします。

ここでは、令和７年度においてどのような状況となるかを令和５年に行った部活動加入状況によ

りお答えいたします。令和5年度時点の小学校5年生から中学校1年の児童生徒が、2年後そのまま中学校で同様の活動を続けた場合を想定した数字となります。

まず、団体競技です。野球が木造中が21名、森田中が10名、柏中が6名、稲垣中が8名、車力中が11名となります。柏中と稲垣中は、単独校としては試合の出場が難しい状況となります。次に、バレーボールです。木造中が男子11名、女子6名、森田中はゼロ、柏中は女子が7名、稲垣中は女子が15名、車力中は女子が13名となり、木造中女子と柏中女子が少数での活動となります。次に、バスケットボールです。木造中の男子が19名、女子が26名、森田中の男子が10名、女子が6名、柏中が男子8名、女子が10名、稲垣中が男女ともに1名、車力中がゼロとなっております。稲垣中は、活動が厳しい状況です。次に、サッカーです。木造中が17名、森田中が1名、柏中が15名、稲垣中が3名、車力中が2名となっており、木造中、柏中以外は活動が厳しい状況です。ソフトボールについては、柏中のみ8名となっており、大会出場は厳しい状況でございます。

次に、個人競技です。陸上競技が最も多く、全中学校で活動が行われております。ただし、木造中以外は、部員が1名から5名程度の活動人数となっております。その他、ソフトテニスやバドミントン、卓球、武道系の柔道、剣道、相撲の活動もありますが、バドミントンが木造中女子で13名以外はほとんどが1桁の活動人数で、団体選出場などは厳しい状況でございます。

続いて、課題についてですが、令和7年度以降はほとんどの学校において、学校単位での本来の活動、いわゆる単独校での試合出場や、団体戦、個人戦ともに出場するなどは厳しい状況です。やはり活動体制の抜本的な見直しは課題として挙げられます。それに付随し、活動体制を見直した場合の指導体制の確立や活動する生徒たちの送迎、保護者の負担等々も課題として挙げられます。さらに、このように急速に進んでいる活動人数の減少を考慮した場合、早急に新たな活動体制の姿を学校や保護者に示すことも課題の一つとして捉えております。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございました。確かにご答弁にあったとおり、各部の部員数減少、各学校単位での試合出場の難しさ、保護者負担、中には転校して部活動を続けていかなければならないという生徒もいるそうです。課題は山積みだと思います。しかしながら、子供たちが思い切り部活動に取り組める環境、目標に向かって練習し、その成果を発揮できる環境というのはしっかりと整えていかなければならないと思っております。そのためにも、有識者で話し合う場、協議、検討する場、組織が必要だと思います。

そこで、3回目の質問をいたします。地域移行について、協議、検討する組織というものはあるのでしょうか。また、あるとしたら、どのような方が委員として構成されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 部活動の地域移行を検討する組織等についてお答えいたします。

現在教育委員会では、つがる市部活動の在り方検討委員会を設置しております。この組織は、市内全ての中学校の校長と、教育委員会から教育総務課長、指導課長及び社会教育スポーツ課長の8名により構成されております。この組織では、現状の共通理解や、各校、各課における部活動に関する課題等の集約に努め、本市における部活動の在り方はどうあるべきかについて検討する組織として設置されております。

また、教育委員会内に、部活動の地域移行について実務者レベルで検討する組織として、つがる市部活動地域移行教育委員会検討会議を設置しております。この組織は、教育委員会の全課長及び部活動地域移行に関連する業務担当者から構成されております。この組織においては、アンケート調査等の実施により詳細なデータ収集や、先進自治体の視察調査等を行い、つがる市型の部活動地域移行における基礎調査や、具体的な案などを検討する組織として設置されております。今年度は、既に市内中学校の生徒と保護者を対象に、現状の部活動への思いや問題点、今後の地域移行に対する思い等についてアンケートを実施しております。また、先進自治体の視察調査についても、むつ市や弘前市を視察し、組織内で情報共有を図っているところです。

検討委員会及び検討会議については、今後組織の構成をさらに拡充する予定としております。現在の構成に加え、市スポーツ協会やスポーツ推進委員等のスポーツ活動の先導的な役割を担っている組織や、文化系活動において助言をいただける組織を加え、より適正かつスムーズな部活動の地域移行の形づくりができる組織構成とする予定でございます。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございます。検討委員会がしっかりと組織され、また検討会議のほうもしっかりと行われているということで、安心いたしました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

では、先ほどの答弁にもありましたが、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。そこで、質問ですが、つがる市独自の部活動ガイドラインというものはあるのでしょうか。ないのであれば、策定する予定はあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 本市におけるガイドライン等の計画策定についてお答えいたします。

まず、国のガイドラインでは、部活動の地域移行に係る推進計画の策定を促しております。部活動の地域移行については、学校や保護者、地域社会に対し理解と協力が得られるよう取り組む必要があるため、推進計画の策定などが必要と示されております。

また、県においては、国のガイドラインを受け、県教育委員会において令和5年4月に青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定しております。その計画の中で、市町村及び学校の取組として、部活動の地域移行に向けた検討委員会を設置し、その検討委員会において、

地域の関係団体等と連携して、地域移行に向けた推進計画（方針等）を作成するものとしております。

市としては、国、県の考え方にに基づき、今後つがる市における部活動の地域移行推進計画の策定を検討してまいります。ガイドラインについては、基準や指針的なものに位置づけされると思いますので、現状では国のガイドラインに倣い、本市における実現のための施策として、つがる市部活動地域移行推進計画の策定を検討するものであります。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。ガイドラインはこれからということでございましたが、必ず必要になるものだと思っておりますので、大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

この部活動の地域移行には、まだまだ課題が多いと思います。答弁にありましたとおり、地域や保護者の理解は必要ですし、またスポーツ施設の確保、大会の在り方、スポーツ団体等の整備や支援、指導者の質や保障の在り方、新たなスポーツの在り方やその充実、会費や保険の在り方、学習指導要領など関連諸制度等の在り方など、整備しなくてはいけないことがたくさんあると思います。しかしながら、多くの子供たちがいろんなことに挑戦し、活躍できる環境というものは整えていかなければなりませんので、大変かと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。答弁は結構です。ありがとうございます。

続いて、小学校のスポーツ少年団の現状と課題についての2回目の質問をいたします。登録団体12団体、登録人数275名ということで、子供たちはそれぞれ目標に向かって練習に励んでいると思います。子供たちにとってクラブ活動を行ういい環境を維持していくためにも、やはり経費が結構かかると思っております。

そこで、質問でございますが、市としてサポートや補助等を行っているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） スポーツ少年団に対する行政側のサポート等ですが、まずつがる市スポーツ少年団の組織運営及び大会運営に対し、11万6,000円を補助しております。また、各スポーツ団体の活動に対する直接的な補助金としては、県大会、それから東北大会、全国大会出場の際の旅費等の経費について、その経費の2分の1を補助しております。今年度は12件、174万2,000円が支出されております。

このスポーツ少年団については、民間クラブ化的な傾向が多く、その団員についても一部市外の方も在籍されるなど広域的な組織形態となってきたことから、現状では各団体に対し、日常活動費等への補助は行っていない状況でございます。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1 番（平田浩介君） ご答弁ありがとうございます。確かに広範囲から部員を募集しているので、市外から来ている子も多いかと思います。よって、日常活動費等の補助を行うのは難しいのかもしれませんが、どのクラブもぎりぎりで運営をしていると思っております。つがる市のスポーツ振興がもっと充実していくためにも、ぜひ日常活動費等の補助も今後は考えていただきたいと思っております。

また、指導者に関しても、資格取得や登録料、更新料など経費がかかるということを聞いたことがあります。そちらのほうの補助はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 指導者等へのサポートについてですが、まずスポーツ少年団の指導者となる場合には、日本スポーツ協会公認指導者資格を取得する必要があります。また、各スポーツ少年団には、その資格者が2名以上いることが登録条件となります。

この資格所得については、様々な経費が発生いたしますが、経費の構成としては基本登録料、初期登録手数料及び講習会受講時の費用が挙げられます。金額としては、基本登録料が1万円。初期登録手数料が3,300円、それと講習会受講料及びテキスト代が5,000円生じることとなります。

また、この資格は、いわゆるチームが保有する資格ではなく、あくまでも個人の資格となるものでありますので、指導者がほかのチームに移るなどした場合は、ほかのチームでの活用も可能となるものでございます。

このような背景や、先ほど述べたチーム自体が広域化していくなどの点を総合的に判断し、市として適正なサポートはどのようなものになるのか検討してまいりたいと思っております。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1 番（平田浩介君） ありがとうございます。指導者の技術と質向上は、子供たちの技術、質向上につながっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、事故やけがの早期対応をできるようにするためにも、指導者の研修等は必要だと思っておりますので、今後とも研修会等への参加費補助をよろしくお願いいたしますとともに、また充実させていただきますよう、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、今までスポーツ系のクラブの質問をしてきましたが、文化部系のクラブの現状はどうなっておるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 文化部系の活動状況ですが、小学校では瑞穂小、森田小、柏小、稲垣小において、吹奏楽が各校数名程度おります。また、合唱も数名おります。やはり文化部系は、新たな選択肢として中学校から活動を始めることが多いようですので、その活動が継続した場合を想定し、令和5年に行った部活動加入状況により、令和7年度における各中学校の状況をお答えいたします。活動ごとにお答えします。

まず、吹奏楽が木造中2名、森田中4名、柏中1名、稲垣中1名です。美術が木造中12名。合唱が木造中7名。その他、木造中に限定されますが、検定部が17名、ダンス、バレエ各1名となっております。団体活動が想定される吹奏楽などは、どの学校も1桁台の活動人数となっております。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。部員数が本当に少ないですが、それぞれ頑張っている子供たちのためにも、スポーツ系のクラブ同様、サポートしていく必要があると思っております。

質問ですが、市として文化部系の今後の対応はどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 教育部長。

○教育部長（三上恒寛君） 文化部系における対応ですが、やはり中学校部活動における対応を基本として検討する必要があると思います。現状としては、運動部同様に活動人数が減少している状況にありますので、その活動場所や体制、また現状を維持することだけではなく、新たな活動環境の提供などを含め、部活動の地域移行の一つとして検討してまいりたいと思っています。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございました。スポーツ系、文化系関係なく、子供たちのよりよい活動環境を維持していくためにも、市のバックアップは必要だと考えておりますので、ぜひこれからもよろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、教育長に質問をして終わりたいと思っております。少子化や教員の働き方改革等により、部活動の在り方、クラブの在り方が変化していかなければならない状況でございますが、教育長が考える今後のつがる市の部活動の在り方というものをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 教育長。

○教育長（山谷光寛君） 平田議員からの質問にお答えいたします。

これまでスポーツ少年団の活動、また中学校の部活動は、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、自主的、主体的な参加による活動を通して、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など自主性の育成にも寄与するものとして、学校運営上でも、子供たちの健全な育成の面でも大きな役割を担ってまいりました。

また、異年齢との交流の中で、子供同士や教師と子供の人間関係の構築を図り、子供自身が活動を通して自己肯定感を高めるなどの教育的効果だけではなくて、参加する子供の状況把握、また意欲向上、問題行動の抑制など、意義のあるものでございました。さらに、子供や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく寄与してまいりました。

一方で、スポーツ少年団の活動や中学校の部活動をめぐる状況は、近年、日本の総人口が減少局面に入り、特に小中学生の児童生徒数の減少が加速化するなど、深刻な少子化が進行しており、本

市においてもその傾向が続き、これまでと同様の活動維持が難しい状況となっております。また、中学校における部活動では、休日を含めた部活動での指導や大会引率、大会運営への参画を求められる面など、教師にとって大きな業務負担となっている実態を見逃すことはできません。

このような中、小職といたしましては、地域の宝である子供たちが、少子化の中にあっても将来にわたりスポーツ活動、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指して、スポーツ少年団の活動や中学校の部活動が子供たちにとって望ましい活動となるよう、諸課題を把握、検討、解決して、持続可能な環境を構築する観点から、拙速な対応を取らず、関係団体及び学校と地域が協働・融合した形での活動及び地域移行を進めていくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。教育長の方針というものに大変感銘いたしまして、私も感動しております。これからもよろしくお願いいたします。

今後とも子供たちがスポーツ、文化活動で大いに活躍できるようにするためにも、市、保護者、地域が互いに協力していかなければならないと私も思っております。子供たちのためにも私も頑張っておりますので、ご協力のほうよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

ここで休憩します。10時45分から再開します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 第4席、5番、齊藤渡議員の質問を許可します。

齊藤渡議員。

〔5番 齊藤 渡君登壇〕

○5番（齊藤 渡君） 第4席、5番、絆心会の齊藤渡でございます。

私からは1点、本市における交通網の整備について質問をさせていただきます。質問の理由でございますが、物流運送業における働き方改革によって、我が国では2024年問題が生じるとされております。まさに本年であり、今後郵便物や宅配の荷物など、以前に比べ届くまでに時間を要するとされております。

また、バスなどの公共交通においても、運転手不足や労働時間の制限により、従来の運行が厳しくなると指摘されています。また、本日県内の公立高校においては、入学試験が行われております。この春から高校に進学される生徒さん並びに保護者の方々にとっても、通学の手段の確保という観点から、本市における交通網の整備は重要な課題であると考えております。

そこで、1点目、市全体としてどのような交通網の構築、具体的にはバスやJ Rへの接続などをどのように考えているのかお知らせください。

また、弘南バス豊川線というのがございます。これは、稲垣から岩木川土手沿いを川除経由で五所川原駅まで行く路線であります。1日往復それぞれ3便運行されております。しかしながら、昨年の12月より土日の全便、運休となっております。このことによって、高校生の部活動での通学や、通院、買物、バスを利用する方々にそういった意味で大きな制約が生じています。

そこで、2点目であります。稲垣、車力地区のように、路線バスが主である地区に対してどのような措置を講じていくのかお知らせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 齊藤議員のご質問にお答えします。

齊藤議員、2点ご質問ございますけれども、まず市全体としての公共交通網をどう構築していくつもりかということ、これが1点。それから、その中で路線バスを一番の足としている地区に対してはどう対処するのかという、2点でございますけれども、私のほうから2点目の路線バスが主である地区に対してどのような措置を講じるのかということについて答弁を申し上げたいと思います。

現在市内を運行する公共交通路線としては、弘南バス、これがまず1点、それから私どもが行っているデマンド型乗合タクシーということで、つがる市地域内交通、これが1点。この路線数を合計すると8路線になるのですが、当然今議員がご指摘なさったとおり、土日運休の便もあるということで、これは、年が明けましたので去年になりますけれども、弘南バスのほうからそういう対処をしたいという旨があって、当然弘南バスは民間事業者ですので、採算の取れないところはやはり廃止していく、あるいは運休するというような措置を取るということになったものと思っております。それもやむを得ないのかなと思っているところではありますが、それでも本市で生活している市民に対しての足は、十分とはいかないまでも、何かしらの手当てはしなければいけないということで考えてございます。

そういう状況の中で本市としては、来年度からですけれども、つがる市高齢者タクシー利用助成事業ということで、これを実施したいと思っております。これは、初乗り運賃相当分の助成券を交付するという一方で、通院あるいは買物等の高齢者の日常生活に対して外出支援、あるいは社会参

加の促進を図るということで、路線バス、デマンド型乗合タクシーとの三本立てで移動手段を確保したいということであります。この予算につきましては、令和6年度の当初予算のほうに盛り込みたいと思っていますので、よろしくお願いします。

また、車力地区あるいは稲垣地区において、買物難民、いわゆる買物に対して不自由している地区であります。買物空白地域といった日常生活に影響を及ぼす課題を少しでも和らげようということで、移動販売事業、これを新たに実施いたしたいと考えてございます。

これらの事業の実施を進めて、地域住民の移動手段、あるいは日常の生活における利便性の向上を少しでも上げていかなければならないと思っています。

現状の人口減少の問題も踏まえれば、いずれは弘南バスの路線バスは、今の現状と将来の人口動態を推計すれば、いずれは弘南バスの全路線は廃止されていくのだらうと思っていますので、それも踏まえながら総体的な計画を立てていきたいということであります。それに関する答弁は、多分この後の総務部長の答弁になると思いますけれども、（１）番ですけれども、それにて報告させていただくということであります。

私のほうからは以上であります。よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） おはようございます。私のほうからは、議員ご質問の１点目の市全体としてどのような交通網を構築しようと考えているのかといったご質問にお答えいたします。若干市長の答弁と重複いたしますが、お許してください。

現在市内を運行する路線バスは、弘南バス株式会社が運行している路線となっておりまして、それは鰯ヶ沢線、豊川線、出来島線、市浦庁舎線、そして広田木造高校線の計５路線があります。このうち、ＪＲ木造駅、これにつきましては出来島線が、また陸奥森田駅については鰯ヶ沢線が各駅の近くのバス停を通過する路線として運行されてございます。

本市といたしましては、高齢者や運転免許返納者等の日常生活の移動手段としてバス路線を非常に重要なものと捉えておりまして、バスの運行による赤字分については、国、県とともに路線自治体と分担し、補助金により補填するなどして、その維持に努めているところでございます。

しかしながら、議員のご質問の中にもありましたとおりですけれども、バスの事業者が従業員の労働時間を減らさなければいけない、また運転手が不足していると、これが一番大きいと聞いておりますが、そういった課題を抱えており、バス事業者のほうからは運行便数の削減でございまして、路線そのものを廃止せざるを得ない状況になってきているというふう伺っているところでございます。

このような状況の中で、本市では廃止となったバス路線の代替路線といたしまして、つがる市型地域内交通としてデマンド型乗合タクシーを現在３路線運行しておりますが、路線バス利用者の減少が進んでいる中で、ＪＲと連結するようなバス路線の延長もしくは新規路線の設置などは難しい

というふうに考えてございます。

本市といたしましては、弘南バス株式会社が運行する路線バスと市が運行委託している地域内交通をベースとしながらも、その利用状況を踏まえながら見直しを図るとともに、地域に所在する民間のタクシー事業者等とも連携しながら、少しでも利用しやすい交通網を維持していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 答弁ありがとうございました。市全体の交通網の構築について、路線バス、デマンド交通、そして高齢者タクシー、この3本柱で考えているとのご答弁でございました。あと、路線バスとJRの連結は、やっぱりこれはちょっと物理的に難しいということも承知しました。

そこで、いかに地域の中で人と物を循環させていくのかという視点で、1つ再質問をさせていただきます。従来買物や通院のためにバスに乗るという考え方をしておりましたが、市内の例えば商業施設や市役所、病院などにバスを巡回させて、バスの待ち時間で病院に行ったり買物をしたりできないものか。具体的には、市内に循環バスを運行する考えはないのかどうか、お尋ねいたします。ご答弁のほうをお願いします。

○議長（木村良博君） 総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） 市内循環バスの運行、これについてお答えいたします。

まず、実際に運行するとなりますと、商業施設や医療施設、市役所等を循環する路線を運行することになると私どもも思いますが、利便性を考慮いたしますと、運行本数、これは1時間か2時間に1本は運行する必要があるのかなと、このように考えるところでございます。しかしながら、路線バスや地域内交通の利用者が減少傾向にある中で、まず大きいのは、広大な市の全域をカバーするという循環バスを運行することは、予算の面だけでなく、既存の交通事業者等にも影響するとなかなか難しいのではないかと、現段階ではございますけれども、そのように感じているところでございます。やはりかなり財政面で厳しいところがあるのかなと、そこが現在の状況でございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 確かに総務部長の今のご答弁にあったとおり、まずは路線バスそのもので利用者数が減少していること、市内全域を循環するとなれば、もちろん当然莫大な費用がかかる、このように認識しております。

市内におけるこういった循環バスの運行には、当然民間のタクシー会社、こちらのほうにもある程度の配慮が必要になろうかと思うのですが、そのことが先ほどの3本柱のうちの1本、高齢者タクシーの導入のきっかけになったのではないかなというふうに今答弁を聞いて感じております。

そこで、ある市民の方からちょっとご提案をいただいております。内容について、富苑地区から

国道101号線まで南北に延びる広域農道にバスを走らせ、101号線で木造方面と五所川原方面の路線バスに接続する方法を提案されました。また、そのためには、市役所内に交通局なるものを設置して、ある程度の予算措置をするべきではないかとの提言も受けております。広域交通の在り方を示した卓越した考え方とっておりますので、ご紹介させていただきました。

また、先ほどの話の中で、本市全体で路線バス維持のために、交通対策事業費として6,474万1,000円、これを来年度予算に計上してあります。このことは、今後の課題として、また機会を見て質問させていただければと思っております。よって、このことについての答弁は求めません。

次に、②の路線バスが主である稲垣、車力地区に移動販売事業を行う旨の答弁がございました。先日の新聞報道でも報じられておりまして、来年度の予算案にも942万1,000円が計上されているところでございます。

そこで、再質問になりますが、現時点でこの移動販売事業の事業内容について、こういったものなのか分かっている範囲でお知らせ願います。

○議長（木村良博君） 経済部長。

○経済部長（工藤睦郎君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

現在、木造地区でNPO法人により移動販売が行われていますが、買物弱者と呼ばれる方が増加していることから、段階的にでも市内全域に移動販売を拡充させるため、令和6年度においては交通や商店の空白地帯が多い車力地区、稲垣地区を対象に、食料品や日用品の移動販売を行うものがあります。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 今経済部長から答弁がありました、稲垣、車力地区において日用品などの移動販売事業を行うという話でございました。高齢化が進んでまいりました。なかなかバスに乗るのも難しいような、体力的に難しいような方もたくさんいらっしゃるというふうに認識しております。

話はちょっと飛びますけれども、昨日、日経平均株価がついに4万円を突破したというふうなニュースを聞きました。しかしながら、私どもの生活が豊かになっているという実感は残念ながら今のところございません。燃料高、そして物価高だけは実感できるのですが、所得のほうはまだ物価高を上回るまでには至っていないような感じがしております。買物をするために時間と交通費をかけて行くよりは、多少高くても移動販売が来てくれたほうが何かと効率的であるのではないかと、そういう考え方も成り立つような気がします。

この2点については、諸先輩方にもぜひご理解をいただきまして、これから来年度予算についてのご賛同をいただきますようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

◎総括質疑

○議長（木村良博君） 日程第2、報告第1号 専決処分した事項の報告の件1件及び議案第1号から第29号までの計30件を一括議題とします。

今定例会の提出議案に対する総括質疑の通告はありませんでした。

◎予算特別委員会の設置

○議長（木村良博君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、議案第1号から第11号までの予算関係11件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

◎議案等委員会付託

○議長（木村良博君） 日程第4、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、お手元に配付のとおり各常任委員会へ付託します。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から14日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る3月15日金曜日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前11時06分）

第 4 号

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）

令和6年第1回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和 6年 3月15日（金曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第1号」～「議案第11号」

日程第2 総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第12号」～「議案第21号」

日程第3 経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第22号」～「議案第24号」

日程第4 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第26号」～「議案第29号」

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

日程第7 発議第1号 つがる市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

追加日程第1 議案第30号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	坂 本 潤 一
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	成 田 毅 彦
健康福祉部長	高 橋 一 也
経 済 部 長	工 藤 睦 郎
建 設 部 長	工 藤 一 志
会 計 管 理 者	木津谷 昭 弘
教 育 部 長	三 上 恒 寛
消 防 長	江 良 康 博
選挙管理委員会事務局長	秋 田 俊
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	粕 谷 竜 一
財 政 課 長	鳴 海 義 仁
市 民 課 長	工 藤 理香子
福 祉 課 長	嶋 昂
農林水産課長	成 田 晋
土 木 課 長	野 呂 雅 人
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	工 藤 敏 弘
議事総務課長	三 上 雅 弘
議 事 係 長	福 士 寿 幸
主 幹	原 田 智 尋

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から第11号までの11件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

秋田谷建幸予算特別委員長。

〔予算特別委員長 秋田谷建幸君登壇〕

○予算特別委員長（秋田谷建幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、予算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る3月5日の本会議において委員会が設置され、専決処分した令和5年度一般会計補正予算の報告及び承認を求めるの件1件、令和5年度各会計補正予算案5件並びに令和6年度各会計予算案5件、計11件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、3月6日及び7日の2日間、予算案の内容等の審査を行いました。審査経過の詳細につきましては、全議員で構成された委員会でありますので、省略させていただきます。

主な経過として、まず令和5年度専決処分した一般会計補正予算では、3款1項9目物価高騰対策支援給付費は、住民税の均等割のみ課税世帯900世帯に1世帯当たり10万円を給付、また住民税非課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する事業であるとの説明がありました。

続いて、令和5年度一般会計補正予算案では、3款2項5目、児童クラブ保護者負担支援助成金は、「いつからの事業で何人分か」との質疑に、「今年度から始めた事業で助成金は282人分」との答弁がありました。

令和6年度一般会計当初予算案では、歳入について、国の定額減税が実施されることによる市税の減、地方特例交付金については市税の定額減税分を全額国で負担することにより増額したとの説明がありました。

歳出について、総務費全般、保健衛生総務費、環境衛生費、農林水産業費全般、住宅建設費及び文化財保護費など、各項目にわたり質問が出され、活発な議論が行われました。

また、各特別会計並びに下水道事業会計についても詳細な説明がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、補正予算については計数的に正確で内容も適正で必要な予算であります。また、本市の重点課題に対応する当初予算は、市政の執行及び効果的に事業を進める

ために必要な予算であると認め、本委員会では全会一致により、承認及び原案どおり可決と決しました。

当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に考慮し、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第1号から第11号までの11件は、いずれも承認及び原案どおり可決することに決定しました。

◎総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第12号から第21号の10件を一括して議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

成田博総務常任委員長。

〔総務常任委員長 成田 博君登壇〕

○総務常任委員長（成田 博君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会は、3月11日に開催され、付託された議案10件について、執行部より詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。その過程において議論された主なものをご報告させていただきます。

議案第12号 つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案では、「どのような事務にマイナンバーを利用しているのか」との質疑に、「主に、ひとり親家庭・乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成を行う際にマイナンバーを利用して所得状況の情報連携を行っている」との答弁がありました。

議案第16号 つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案では、「これまでの国際交流事業への参加者は」との質疑に、「つがる市から698名、バス市から391名」との答弁がありました。

議案第19号 つがる市犯罪被害者等支援条例案では、「経済的負担の軽減とは、どのような支援を行うのか」との質疑に、「犯罪行為により死亡した場合は遺族に30万円の見舞金を、1か月以上の期間を要する重傷病の場合は10万円の見舞金を支給する支援などを行う」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案10件について、本委員会では原案どおり可決と決しました。

これをもって総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第12号から第21号の10件は、いずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第22号から第24号を議題とします。

経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 田中 透君登壇〕

○経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして、おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月12日に開催し、本会議において付託された議案3件について、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。審査の過程で議論された主なものをご報告いたします。

議案第22号 つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する条例案では、「漁港施設の占有申請はあるか」との質疑に、「木造漁港の占有申請はなく、車力漁港は現在2社から占有申請があり、占有を許可している」との答弁がありました。

議案第23号 つがる市ライスセンター条例及びつがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案では、「福富カントリーエレベーター及び繁田ライスセンターの実績は」との質疑に、

「今年度の実績は、福富カントリーエレベーターが1万7,217俵、繁田ライスセンターが8,236俵」との答弁がありました。

議案第24号 つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案では、「市営住宅と市有住宅の違いは何か」との質疑に、「市営住宅とは国の補助を受けて建設したもの、市有住宅とは単独事業として建設したもの」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、本委員会では全会一致により議案3件については原案どおり可決と決しました。

これをもって経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第22号から第24号は、原案どおり可決することに決定しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第26号から第29号までの4件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

齊藤渡教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 齊藤 渡君登壇〕

○教育民生常任委員長（齊藤 渡君） それでは、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月11日に開催し、本会議より付託された議案4件について、執行部より詳細な説明を受け、審査を行いました。審査の過程において議論された主なものをご報告します。

議案第26号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案では、「介護保険料を他市町村と比較するとどうか」との質疑に、「県内40市町村だと高いほうから9番目、県内10市だと最も高額である」との答弁がありました。

議案第27号 つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案では、「今までに造成した金額は幾らか」との質疑に、「基金額は主に防衛省の再編交付金事業を財源として9億9,884万1,010円を造成した」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案4件について、本委員会では全会一致により原案どおり可決と決しました。

これをもって教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第26号から第29号までの4件は、いずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎諮問第1号、諮問第2号の説明、採決

○議長（木村良博君） 日程第5、諮問第1号と日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件、以上2件を一括して議題とします。

本案は委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、委員会付託を省略し、審議いたします。

それでは、説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（工藤理香子君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第1号及び第2号は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

諮問第1号、令和6年3月31日をもって任期満了となる現委員の平田昌子氏、諮問第2号、令和6年6月30日をもって任期満了となる現委員の原田正志氏、お二方を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法の定めるところにより、市議会の意見を求めるものでございます。

なお、略歴につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

ただいまの２件は、いずれも人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

採決は１件ずつ行います。

諮問第１号は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、諮問第１号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第２号は適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、諮問第２号は適任と答申することに決定しました。

○発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第７、発議第１号 つがる市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提出者の秋田谷建幸議会改革特別委員長に提案理由の説明を求めます。

秋田谷建幸議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 秋田谷建幸君登壇〕

○議会改革特別委員長（秋田谷建幸君） 議会改革特別委員会から提出いたします発議第１号 つがる市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

この改正は、現行の条例にハラスメントに関する条項を加える改正でございます。

提案理由といたしまして、ハラスメントの防止が社会的な課題となっていることに伴い、本市議会としてハラスメントの防止を図るため、条例を改正するものであります。

３ページの新旧対照表を御覧ください。こちらは、第４条の後に第５条を加え、ハラスメントの禁止として、ハラスメントの種類などを挙げ、その内容を記載しているものです。

第５条、議員は、次に掲げるハラスメントを疑われる言動によって市職員又は他の議員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

（１）、パワー・ハラスメント。職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的又は身体的な苦痛を与え、人格又は尊厳を害し、職務環境を害する行為をいいます。

(2)、セクシュアル・ハラスメント。異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害する行為をいう。

(3)、マタニティ・ハラスメント。職場等において、妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、その者の職務環境を害する行為をいう。

(4)、その他のハラスメント。誹謗中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいうとなっております。

次の第6条から順次繰り上がることとなります。

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、職員の業務及び議会活動にも支障を来し、議会の基本的信用及び信頼を失うことにつながります。つがる市議会は、議員及び議会としての役割を十分に発揮するために、互いの人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じてハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すために、この条例を改正するものです。

以上、慎重にご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、発議第1号は原案どおり可決することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（木村良博君） ここで、お手元に配付のとおり、議案第30号の1件が提出されました。

これを日程に追加し、委員会付託を省略して本会議で直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、日程を追加し、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第1、議案第30号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件を議題とします。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本潤一君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第30号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件。つがる市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和6年3月15日提出、つがる市長。

氏名でございます。鎌田常芳氏、新任となります。生年月日、現住所については記載のとおりでございます。

提案理由でございます。つがる市教育委員会委員の任命について同意を求めるため提案するものでございます。

次のページには、ご審議の参考といたしまして、鎌田氏の略歴を記載してございます。

説明は以上となります。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、これより採決します。

議案第30号は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） 次に、倉光市長より閉会に当たり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただきましたので、市議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました議案につきまして、全て滞りなくご承

認と御議決、ご同意を賜りました。誠にありがとうございました。審議の過程で皆様からいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の市政運営に当たり十分留意してまいりたいと思っております。

また、新年度予算に計上させていただきました重点施策を柱として、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた実効性のあるまちづくりを実現するため、全庁を挙げて一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

さて、皆さんご承知のとおり、県では公立小中学校の給食費をはじめとする子育て費用の無償化に取り組む市町村を支援するなど、子育て費用に係る段階的な無償化を図るということで、その方針を示したところであります。県の新年度予算案においても子育て支援関連分18億7,600万円が計上されているところであります。

以前から宮下知事とのホットラインや意見交換の場において、再三にわたり給食費の無償化は国あるいは県がやるべきものだということを提言してきました。子育て対策の充実を重点課題に掲げる本市の要望をしっかりと受け入れていただいたと受け止めているところであります。新年度においては県の交付金を最大限活用し、10月からの給食費無償化の実施に向けて、準備を遅滞なく進めていきたいと、そう思っております。

最近寒さの中にも春の兆しを感じられる季節となりました。県内の桜の開花は平年より5日ほど早まるだろうという見通しではありますが、今年の本市のつがる市春まつりは4月20日土曜日と21日日曜日の2日間、開催することが決定しております。昨年同様、天候に恵まれて、多くの来場者で、多くの市民でにぎわうことを期待しているところであります。

結びになりますが、議員各位におかれましては市政推進のため、一層のご理解と、それからご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第1回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時34分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 木 村 良 博

署名議員 野 呂 司

署名議員 天 坂 昭 市